

# 令和5年度大月市事業仕分け

A-2

時間 11:00~12:00

場所 L202講義室

事業名	合併浄化槽設置推進事業
担当課	地域整備課 都市整備担当

## 事業の目的

○単独浄化槽、汲取りからの転換を促し、河川の水質を浄化すること

## 活動の実績(令和4年度)

○合併浄化槽設置補助金交付申請数  
…17件

## 成果と目標(令和4年度)

○検査地点5箇所環境基準内の水質  
…3か所(目標5か所)  
○汚水処理人口普及率…49%(目標49.5%)

## 課題・今後の方向性など

○合併浄化槽設置事は、家屋の新築・改築のタイミング以外での申請が少なく、単独浄化槽使用者への啓発が課題  
○公共下水道整備区域との負担の公平性の観点から、今後も当該補助事業を継続する方針

<b>A-2</b>	<b>事業シート(概要説明書)</b>			令和5年度
<b>事業名</b>	<b>合併浄化槽設置推進事業</b>			
予算事業名(細々目)	合併浄化槽設置推進事業			
<b>施策の大綱</b>	水や緑と共生するまちづくり	事業開始年度	平成9年	
<b>施策体系</b>	上水道・下水道の整備	部 名	産業建設部	
<b>施策項目</b>	下水道事業の推進	課 名	地域整備課	
根拠法令等	浄化槽法	担当名	都市整備担当	
事務区分	■自治事務 □法定受託事務	作成責任者	仲澤 健二	

○事務事業の計画

実施の背景	水環境の保全を考える上で、生活雑排水の未処理放流は非常に大きな問題となっている。このため、国、都道府県、市町村の協力のもと合併浄化槽の普及促進を推進している。			
目的 (何をどうしたいのか)	合併浄化槽設置者に補助金を交付することにより、単独浄化槽、汲取りからの転換を促し、河川の水質を浄化することを目的とする。			
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	生活雑排水の未処理放流家屋(下水道認可区域は除く)	対象者数(全住民に対する割合)	
			9215	人( 42 % )
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: ) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金[直接・間接](補助先:申請者 実施主体:大月市) <input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )		
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容(箇条書き)	事業費	活動指標
	合併浄化槽設置者に補助金を交付する。 ※補助率 国:1/3 県:1/3 市:1/3  ○公共下水道認可区域外 5人槽 :332,000円(国費110,666円 県費110,666円 市費110,668円) 7人槽 :414,000円(国費138,000円 県費138,000円 市費138,000円) 8人槽以上:548,000円(国費182,666円 県費182,666円 市費182,668円)  ○公共下水道認可区域内で下水道未整備地区 合併浄化槽設置奨励補助金 一律80,000円(市費80,000円) ※人槽による区分けは無い。  ○参考 合併浄化槽設置費 1基当たり概ね80万円~130万円 R2~R4の平均115万円			
関連事業 (同一目的事業等)	公共下水道事業			

○事務事業の取組

コスト	事業費	事業費合計	令和5年度(予算)		令和4年度(決算)		令和3年度(決算)		令和2年度(決算)		
			11,289千円		7,013千円		6,160千円		7,307千円		
		事業費内訳 (令和4年度分)	支出内容		経費		支出内容		経費		
			需用費	消耗品費、印刷製本費		122					
			役務費	郵便料		5					
	補助金		合併浄化槽補助金		6,886						
	人件費	正職員	0.1人	689千円	0.1人	689千円	0.1人	643千円	0.1人	667千円	
臨時職員等		0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0人	0千円		
人件費合計		0.1人	689千円	0.1人	689千円	0.1人	643千円	0.1人	667千円		
総事業費	11,978千円		7,702千円		6,803千円		7,974千円				

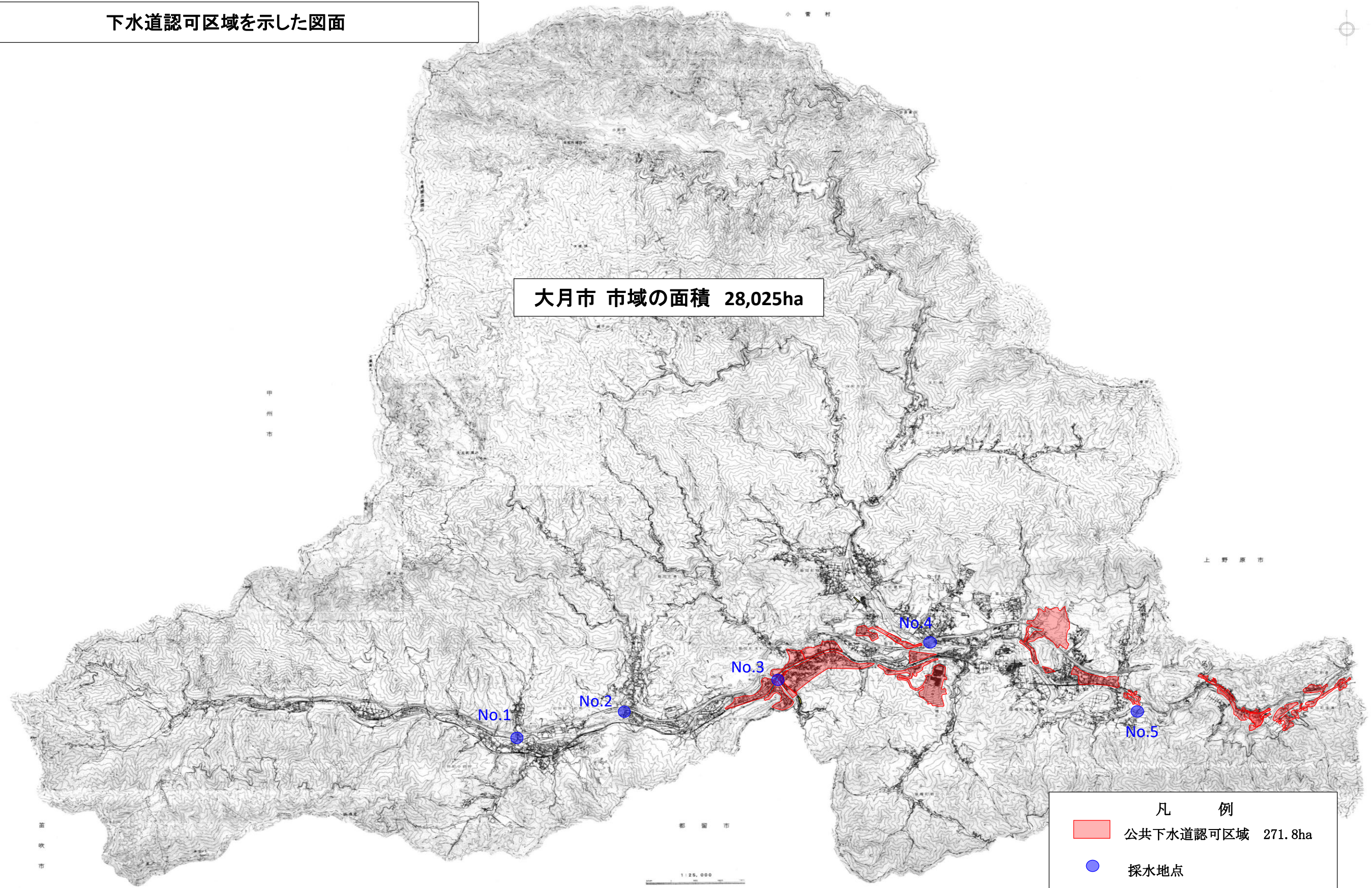
財源 内訳	国県支出金	7,160千円	5,101千円	3,375千円	4,826千円		
	国県支出金の内容 循環型社会形成推進交付金、山梨県浄化槽設置整備事業補助金						
	地方債	0千円	0千円	0千円	0千円		
	その他特財	0千円	0千円	0千円	0千円		
	その他特財の内容						
	一般財源	4,818千円	2,601千円	3,428千円	3,148千円		
財源合計	11,978千円	7,702千円	6,803千円	7,974千円			
事業 実績	【活動指標名】(実績値/目標値)			単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	合併浄化槽設置補助金交付申請数			基	17/28	17/28	22/32
	単位当たりコスト	総事業費	/	申請基数	千円	453	400

○事務事業の評価

事業 成果	成果目標 (指標設定理由等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内検査地点5箇所の水質検査の全検査項目で環境基準値内の水質とすることを目標とする。 検査地点 笹子川(藤沢橋上流)、真木川(初月橋上流)、桂川(大月橋下)、葛野川(桂川合流手前)、桂川(下畑橋下流)</li> <li>汚水処理人口普及率の向上を目標とする。汚水処理施設整備構想(アクションプラン)で設定した目標値の達成を目指す。</li> </ul>						
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】(実績値/目標値)			単位	令和4年度	令和3年度	令和2年度
		検査地点5箇所で環境基準内の水質			箇所	3/5	0/5	0/5
		汚水処理人口普及率			%	49.0/49.5	48.5/48.8	48.2/47.6
						/	/	/
自己評価 課題 今後の方針 (事業の有効性、効率性、必要性の観点)	<p>緑豊かな森林や豊富な水に恵まれた本市の水環境を将来の世代に引き継いでいくためには、生活雑排水の適切な処理が重要だが、未だ生活雑排水を未処理で放流している人口が9千人以上おり、この課題に対応するため公共下水道事業や合併浄化槽設置事業を推進してきた。しかしながら、合併浄化槽設置事業に関しては、家屋の新築・改築のタイミング以外での申請が少なく、単独浄化槽使用者への啓発が課題となっている。公共水域の保全と言っても中々市民に響かない現状があり、補助金では工事費の全てを賄えるわけではないので、動機付けとして有効であるとは言えない。</p> <p>以上の状況ではあるが、公共下水道整備区域との負担の公平性の観点から、今後も当該補助事業を継続する方針である。</p>							
比較参考値 (類似事業例など)	汚水処理人口普及率(R4年度末) 全国92.9% 山梨県86.3% 大月市49.0%							
特記事項	汚水処理人口普及率=(公共下水道供用開始人口+合併浄化槽処理人口)÷(行政人口)							

下水道認可区域を示した図面

大月市 市域の面積 28,025ha



凡 例

- 公共下水道認可区域 271.8ha
- 採水地点

## 2. 分析結果

2-1. 定期調査分析結果は表3-2-1～表3-2-3に分析結果一覧表として示す。

表3-2-1 定期調査分析結果一覧表「生活項目等」

分析項目	地点名	単位	No.1 笹子川(藤沢橋上流)		No.2 真木川(初月橋上流)		比較基準値
			R2/8/20	R3/2/2	R2/8/20	R3/2/2	
pH		--	7.8	7.6	7.8	7.5	6.5-8.5
BOD		mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	≤2
COD		mg/L	1.4	1.1	1.7	1.3	≤8***
SS		mg/L	<1	2	2	<1	≤25
大腸菌群数		MPN/100ml	11000	330	7900	790	≤1000
DO		mg/L	8.4	11.4	8.6	12.3	≥7.5
全窒素(T-N)		mg/L	0.69	0.84	0.80	0.77	≤1**
全リン(T-P)		mg/L	0.008	0.014	0.010	0.006	≤0.1**
電気伝導率(EC)		mS/cm	11.8	17.6	8.38	7.81	--
トリクロロエチレン(TCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
テトラクロロエチレン(PCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
1,1,1-トリクロロエタン(MC)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤1*

表3-2-2 定期調査分析結果一覧表「生活項目等」

分析項目	地点名	単位	No.3 桂川合流(大月橋下)		No.4 葛野川(桂川合流手前)		比較基準値
			R2/8/20	R3/2/2	R2/8/20	R3/2/2	
pH		--	8.3	8.0	8.2	7.5	6.5-8.5
BOD		mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	≤2
COD		mg/L	1.0	0.6	1.1	0.8	≤8***
SS		mg/L	1	1	<1	1	≤25
大腸菌群数		MPN/100ml	17000	1300	7900	790	≤1000
DO		mg/L	9.9	10.9	8.8	12.2	≥7.5
全窒素(T-N)		mg/L	0.95	1.3	0.51	0.67	≤1**
全リン(T-P)		mg/L	0.068	0.090	0.009	0.017	≤0.1**
電気伝導率(EC)		mS/cm	15.7	17.5	9.10	9.55	--
トリクロロエチレン(TCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
テトラクロロエチレン(PCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
1,1,1-トリクロロエタン(MC)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤1*

表3-2-3 定期調査分析結果一覧表「生活項目等」

分析項目	地点名	単位	No.5 桂川(下畑橋下流)		比較基準値
			R2/8/20	R3/2/2	
pH		--	8.7	8.2	6.5-8.5
BOD		mg/L	<0.5	<0.5	≤2
COD		mg/L	1.1	0.7	≤8***
SS		mg/L	3	1	≤25
大腸菌群数		MPN/100ml	33000	1700	≤1000
DO		mg/L	8.6	12.7	≥7.5
全窒素(T-N)		mg/L	0.72	1.0	≤1**
全リン(T-P)		mg/L	0.033	0.030	≤0.1**
電気伝導率(EC)		mS/cm	13.7	13.9	--
トリクロロエチレン(TCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
テトラクロロエチレン(PCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
1,1,1-トリクロロエタン(MC)		mg/L	<0.0005	<0.0005	≤1*

(注)比較基準値は下記に示す。  
 無印:相模川上流域(柄杓流川合流～相模川大橋まで)のA類型「生活環境の保全環境基準値」であり日平均値です。  
 \*:人の健康の保護に関する環境基準値であり、年平均値です。  
 \*\*:参考基準値として湖沼V類型「生活環境の保全に関する環境基準値」であり、年平均値です。  
 \*\*\*:参考基準値として湖沼C類型「生活環境の保全に関する環境基準値」です。

■ は公共用水域の環境基準値その他比較基準値等を上回る数値が検出されている事を示します。

## 2. 分析結果

2-1. 定期調査分析結果は表3-2-1～表3-2-3に分析結果一覧表として示す。

表3-2-1 定期調査分析結果一覧表「生活項目等」

分析項目	地点名	単位	No.1笹子川(藤沢橋上流)		No.2真木川(初月橋上流)		比較基準値
			R3/8/24	R4/2/8	R3/8/24	R4/2/8	
pH		--	7.5	7.0	7.6	7.2	6.5-8.5
BOD		mg/L	<0.5	0.8	<0.5	<0.5	≤2
COD		mg/L	1.0	0.8	1.8	1.1	≤8***
SS		mg/L	2	<1	5	<1	≤25
大腸菌群数		MPN/100ml	3300	490	7900	790	≤1000
DO		mg/L	8.9	13.1	9.0	13.7	≥7.5
全窒素(T-N)		mg/L	0.86	0.80	1.0	0.89	≤1**
全リン(T-P)		mg/L	0.008	0.003	0.011	0.014	≤0.1**
電気伝導率(EC)		mS/cm	10.0	11.9	8.08	8.29	--
トリクロロエチレン(TCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
テトラクロロエチレン(PCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
1.1.1-トリクロロエタン(MC)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤1*

表3-2-2 定期調査分析結果一覧表「生活項目等」

分析項目	地点名	単位	No.3桂川合流(大月橋下)		No.4葛野川(桂川合流手前)		比較基準値
			R3/8/24	R4/2/8	R3/8/24	R4/2/8	
pH		--	7.9	7.7	7.7	7.8	6.5-8.5
BOD		mg/L	0.6	<0.5	<0.5	0.6	≤2
COD		mg/L	1.7	1.2	1.2	1.4	≤8***
SS		mg/L	4	<1	1	<1	≤25
大腸菌群数		MPN/100ml	13000	4900	3300	2400	≤1000
DO		mg/L	9.1	11.9	8.8	13.9	≥7.5
全窒素(T-N)		mg/L	0.86	1.3	0.69	0.55	≤1**
全リン(T-P)		mg/L	0.081	0.077	0.012	0.012	≤0.1**
電気伝導率(EC)		mS/cm	13.9	16.8	9.10	9.55	--
トリクロロエチレン(TCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
テトラクロロエチレン(PCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
1.1.1-トリクロロエタン(MC)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤1*

表3-2-3 定期調査分析結果一覧表「生活項目等」

分析項目	地点名	単位	No.5桂川(下畑橋下流)		比較基準値
			R3/8/24	R4/2/8	
pH		--	7.8	8.5	6.5-8.5
BOD		mg/L	<0.5	<0.5	≤2
COD		mg/L	1.5	1.5	≤8***
SS		mg/L	5	<1	≤25
大腸菌群数		MPN/100ml	3300	330	≤1000
DO		mg/L	8.9	14.3	≥7.5
全窒素(T-N)		mg/L	0.89	0.84	≤1**
全リン(T-P)		mg/L	0.057	0.025	≤0.1**
電気伝導率(EC)		mS/cm	12.6	13.4	--
トリクロロエチレン(TCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
テトラクロロエチレン(PCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
1.1.1-トリクロロエタン(MC)		mg/L	<0.0005	<0.0005	≤1*

(注)比較基準値は下記に示す。  
 無印: 相模川上流域(柄杓流川合流～相模川大橋まで)のA類型「生活環境の保全環境基準値」であり日平均値です。  
 \*: 人の健康の保護に関する環境基準値であり、年平均値です。  
 \*\*: 参考基準値として湖沼V類型「生活環境の保全に関する環境基準値」であり、年平均値です。  
 \*\*\*: 参考基準値として湖沼C類型「生活環境の保全に関する環境基準値」です。

は公共用水域の環境基準値その他比較基準値等を上回る数値が検出されている事を示します。

## 2. 分析結果

2-1. 定期調査分析結果は表3-2-1～表3-2-3に分析結果一覧表として示す。

表3-2-1 定期調査分析結果一覧表「生活項目等」

分析項目	地点名	単位	No.1 笹子川(藤沢橋上流)		No.2 真木川(初月橋上流)		比較基準値
			R4/8/9	R5/2/14	R4/8/9	R5/2/14	
pH		--	7.6	7.8	7.7	7.6	6.5-8.5
BOD		mg/L	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	≤2
COD		mg/L	1.4	1.4	2.3	2.1	≤8***
SS		mg/L	<1	<1	2	<1	≤25
大腸菌数		CFU/100ml	120	56	290	130	≤300
DO		mg/L	8.8	12.3	8.9	12.8	≥7.5
全窒素(T-N)		mg/L	0.89	0.91	1.0	0.95	≤1**
全リン(T-P)		mg/L	0.011	0.010	0.013	0.008	≤0.1**
電気伝導率(EC)		mS/cm	12.9	14.6	8.52	8.39	--
トリクロロエチレン(TCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
テトラクロロエチレン(PCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
1,1,1-トリクロロエタン(MC)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤1*

表3-2-2 定期調査分析結果一覧表「生活項目等」

分析項目	地点名	単位	No.3 桂川合流(大月橋下)		No.4 葛野川(桂川合流手前)		比較基準値
			R4/8/9	R5/2/14	R4/8/9	R5/2/14	
pH		--	8.0	8.1	7.8	7.8	6.5-8.5
BOD		mg/L	0.5	<0.5	0.6	0.5	≤2
COD		mg/L	1.3	1.4	1.9	1.6	≤8***
SS		mg/L	1	1	3	<1	≤25
大腸菌数		CFU/100ml	110	68	83	10	≤300
DO		mg/L	9.8	11.4	8.9	12.9	≥7.5
全窒素(T-N)		mg/L	1.3	1.5	0.74	0.70	≤1**
全リン(T-P)		mg/L	0.105	0.090	0.016	0.014	≤0.1**
電気伝導率(EC)		mS/cm	16.9	17.3	8.62	9.83	--
トリクロロエチレン(TCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
テトラクロロエチレン(PCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
1,1,1-トリクロロエタン(MC)		mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≤1*

表3-2-3 定期調査分析結果一覧表「生活項目等」

分析項目	地点名	単位	No.5 桂川(下畑橋下流)		比較基準値
			R4/8/9	R5/2/14	
pH		--	8.3	8.3	6.5-8.5
BOD		mg/L	0.6	<0.5	≤2
COD		mg/L	2.1	1.8	≤8***
SS		mg/L	3	1	≤25
大腸菌数		CFU/100ml	120	28	≤300
DO		mg/L	9.2	12.4	≥7.5
全窒素(T-N)		mg/L	0.90	1.3	≤1**
全リン(T-P)		mg/L	0.033	0.046	≤0.1**
電気伝導率(EC)		mS/cm	12.0	16.6	--
トリクロロエチレン(TCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
テトラクロロエチレン(PCE)		mg/L	<0.0005	<0.0005	≤0.01*
1,1,1-トリクロロエタン(MC)		mg/L	<0.0005	<0.0005	≤1*

(注)比較基準値は下記に示す。  
 無印: 相模川上流域(柄杓流川合流～相模川大橋まで)のA類型「生活環境の保全環境基準値」であり日平均値です。  
 \*: 人の健康の保護に関する環境基準値であり、年平均値です。  
 \*\*: 参考基準値として湖沼V類型「生活環境の保全に関する環境基準値」であり、年平均値です。  
 \*\*\*: 参考基準値として湖沼C類型「生活環境の保全に関する環境基準値」です。

■ は公共用水域の環境基準値その他比較基準値等を上回る数値が検出されている事を示します。

## あなたに残された時間は数秒 そのときどう行動しますか

### 地震に備える 緊急地震速報が流れた時


問合せ 総務管理課 防災行革担当 ☎ 0554(23)8008 fax0554(23)1216

大きな地震が来ることをお知らせする緊急地震速報は、発表から強い揺れが到達するまでに数秒から数十秒程度しか時間がありません。その短い間に自分の命を守るための行動が必要です。慌ててしまうと適切な行動ができません。いつ、どこにいても落ち着いて身を守る行動をとれるようにするために、日頃から考えて実際に体を動かす訓練をしておきましょう。

家の中にいる時	スーパーやコンビニにいる時	エレベーターに乗っている時
<ul style="list-style-type: none"> <li>○頭を保護し、机の下など安全な場所に避難</li> <li>○慌てて外に飛び出さない</li> <li>○無理に火を消そうとしない</li> </ul>   <p>あたまをまもる      あわてて外にとびださない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商品棚からなるべく離れる</li> <li>○落ち着いて行動し、慌てて出口に走り出さない</li> </ul>  <p>あわてて外にとびださない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての階のボタンを押して、最寄りの階で停止させて、すぐに降りる</li> </ul>  <p>近くの階でおりる</p>
運転中の時	屋外にいる時	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードランプを点灯させ、周りの車に注意を促す</li> <li>○急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とす</li> <li>○大きな揺れを感じたら道路の左側に停止</li> </ul>   <p>ハザードランプをつけて減速      急ブレーキをかけない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブロック塀の倒壊などに注意</li> <li>○看板や割れたガラスの落下に注意</li> </ul>   <p>へいからはなれる      落ちてくるものにちゅうい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電車やバスに乗っている時</li> <li>○つり革や手すりにつかりつかまる</li> </ul> <p>山や崖付近にいる時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○落石や崖崩れの危険性があるのですぐに離れる</li> </ul>

#### 訓練放送で実践をしてみよう

11月2日(水)午前10時ごろ、防災行政無線から緊急地震速報の訓練放送が流れます。この機会を利用して、身を守る行動の訓練をしてみましょう。  
※気象状況などによっては、訓練用の緊急地震速報の配信を急ぎょ中止する場合があります



## ハロウィンジャンボ5億円

(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

## ハロウィンジャンボミニ5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

### 9月21日※2種類同時発売!

発売期間 9/21①~10/21②  
抽せん日 10/28②

公益財団法人山梨県市町村振興協会      各1枚 300円

## 「買いたい/借りたい」⇔「売りたい/貸したい」をつなぎます

### 空き店舗・空き工場の募集

問合せ 産業観光課 (大月桃太郎課) 産業振興担当 ☎ 0554(20)1857 fax0554(20)1533

市内に所有している空き店舗・空き工場を登録しませんか?

市では、ホームページで空き物件の情報を公開し、「買いたい」「借りたい」方々へ紹介し、物件の問い合わせがあった際には所有者におつなぎします。現在市内に空き店舗、空き工場を所有し「売りたい」「貸したい」と考えている方は上記担当までご連絡ください。

「市トップページ」→「産業・まちづくり」

→「工業・商業」→「空き店舗・空き工場の情報」



## 浄化槽の適正な利用と管理をお願いします

### 10月1日は「浄化槽の日」

問合せ 地域整備課 都市整備担当 ☎ 0554(20)1855 fax0554(20)1533

浄化槽は微生物の働きを利用して生活排水を処理する装置です。家庭からの排水は浄化槽で浄化されてから川や海に放流されます。浄化槽が正常に機能するためには適正な利用と管理が必要となるため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

#### 浄化槽の法定検査を受けましょう

法定検査は年に1回受ける必要があります。申込先は日ごろ清掃・点検を依頼している業者ではなく、山梨県浄化槽協会になります。

#### 法定検査

検査の種類	受検回数	検査手数料	
水質検査 (初回のみ)	使用開始後 3～5か月以内	10人槽以下	8,500円
		11～50人槽	10,500円
定期検査 (2回目以降)	毎年1回	10人槽以下	4,500円
		11～50人槽	6,500円

申込先：一般社団法人山梨県浄化槽協会      055-288-1132

※保守点検は県知事の登録を受けた業者、清掃は市の許可を受けた業者に依頼してください



#### 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いします

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽に比べて、河川に放流する水の汚れを約1/8に減らすことができます。

詳しくは市ホームページで確認するかお問い合わせください。

「市トップページ」→「暮らし・生活」

→「上下水道」→「浄化槽設置補助事業」



#### 浄化槽を撤去したり管理者が変更された場合は、届出が必要になります

浄化槽を撤去した場合や浄化槽の管理者が変わった場合は、届出書を提出しましょう。

届出がされないと撤去した浄化槽が記録上いつまでも使用中のままになってしまったり、浄化槽協会からの連絡が管理者以外の方に届いてしまいます。



- [届出・登録・証明](#)
- [国民年金](#)
- [税金](#)
- [ごみ・リサイクル](#)
- [環境](#)
- [上下水道](#)
- [市民相談](#)
- [住まい](#)
- [公共交通](#)

## 浄化槽設置補助事業

**令和5年度申請の受付を開始しました。令和5年度浄化槽補助基数 残り 10基（令和5年8月14日現在）**

- ※補助基数は、各人槽の申請数により多少変動します。
- ※申請は先着順で受付させていただきます。
- ※予算が無くなり次第、受付終了となりますのでご了承ください。

### 浄化槽の設置に対する補助事業

大月市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する方に浄化槽設置事業補助金を交付しています。

- ※平成13年4月1日から、改正浄化槽法が施行され、浄化槽を設置する場合には、合併浄化槽の設置が義務づけられることとなりました。
- ※補助基数には限りがありますので、事前にご確認下さい。

#### 補助事業対象地域

大月市内の下水道未整備区域、ただし、下水道法第4条第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域は、補助対象地域から除きます。

※下水道事業計画の認可区域内で、浄化槽を設置する方には、H23年度から[大月市浄化槽設置奨励補助金](#)を交付しています。

#### 補助対象者

- ・市内に住所を有する方（住宅の建築によって市内に住所を有する予定の方を含みます。）
- ・補助対象地域において処理対象人員50人以下の浄化槽を専用住宅（主に居住の用に供する建物または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。）に設置しようとする方、または設置した新築の専用住宅を取得した方
- ・浄化槽法第5条第1項の規定による届出（同条第2項の期間を経過し、または同条第4項ただし書の通知を受けたものに限る。）をした方、または、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた方

#### 補助対象としない場合

- ・販売または賃貸の目的で浄化槽付き住宅等を建築（増改築を含む。）する方
- ・専用住宅または土地の借受人で浄化槽の設置に関して貸付人の承諾が得られない方
- ・市民税、固定資産税、国民健康保険税等を滞納している方
- ・既に浄化槽を設置した方で、新たに浄化槽を設置又は更新若しくは改築するもの（災害に伴うものを除く。）

#### 補助金額

浄化槽の設置に要する費用で人槽ごとに下記の金額を限度とします。

浄化槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8人槽以上	548,000円

#### 申請者（浄化槽設置者）への注意事項

[出産](#) [子ども](#) [結婚](#) [高齢者](#)  
[妊娠](#) [青少年](#) [離婚](#)

[労働](#) [引越](#) [健康](#) [死亡](#)  
[納税](#) [住まい](#) [医療](#)

浄化槽設置整備事業補助金を申請する場合は、次の点に注意してください。  
なお、この注意事項が守られていない場合、補助金の返還を請求することがあります。

- ・必ず、工事着工前に申請すること。
  - ・浄化槽設置後は、次の管理を必ず実施すること。
  - ・浄化槽法第10条の規定による浄化槽の保守点検および清掃の実施
  - ・浄化槽法第7条の規定による水質検査（使用開始後3か月～8か月）の実施
  - ・浄化槽法第11条の規定による定期検査（毎年1回）の実施
  - ・公共下水道計画区域の方は、供用開始に際して、必ず下水道に接続すること。
- ※浄化槽の人槽は、住宅の延べ床面積のみで決定されるわけではありません。

## 施工業者への注意事項

浄化槽設置整備事業補助金を申請する場合は、次の点に注意してください。  
なお、この注意事項が守られていない場合、補助金を交付することができません。

- ・必ず、工事着工前に申請すること。
  - ・設置工事の状況写真が必要です。写真は後で撮ることができませんので、工程ごとに必ず撮影すること。
  - ・設置にあたっては浄化槽設備士（昭和62年度以前の資格取得者については小型合併処理浄化槽施工技術特別講習の終了を要件とする）が工事を实地に監督すること。
  - ・浄化槽工事については山梨県知事による「浄化槽工事業登録」を受けた者、または、建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」、または「管工事業」の許可を受けている者で浄化槽工事を行う旨を山梨県知事に届出した者であること。
- ※補助事業によって設置を希望する場合は、必ず事前に地域整備課都市整備担当にご相談ください。

## 申請書ダウンロード

- ・ [浄化槽設置事業補助金交付申請書](#) (20KB)
- ・ [浄化槽設置事業完了報告書](#) (19KB)
- ・ [浄化槽設置事業補助金交付請求書](#) (20KB)
- ・ [浄化槽設置検査確認表](#) (50KB)
- ・ [浄化槽設置状況写真\(台紙\)](#) (34KB)
- ・ [浄化槽設置状況写真の写し方](#) (27KB)
- ・ [下水道接続の確約書](#) (27KB)
- ・ [浄化槽設置事業変更承認申請書](#) (16KB)

## 美しい水環境を守るために、浄化槽の適切な管理を行いましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置ですから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理することが大切です。

このため、保守点検と清掃を定期的に行うとともに、法定検査を受けることが、浄化槽設置者に義務づけられています。

適切に管理しないと、水質汚濁の原因だけでなく、近所からの苦情の原因にもなりますので注意しましょう。

- (1)定期的に保守点検を実施しましょう。
- (2)年1回以上清掃を行いましょう。
- (3)法定点検を受けましょう。
  - ・浄化槽設置後の水質検査（浄化槽法第7条）
  - ・定期検査（浄化槽法第11条）

検査手数料（2021年4月1日から）		
処理対象人員	第7条検査手数料	第11条検査手数料
10人槽以下	8,500円	4,500円
11人槽～50人槽	10,500円	6,500円
51人槽～100人槽	12,500円	8,500円
101人槽～300人槽	14,500円	10,500円
301人槽～500人槽	17,500円	13,500円
501人槽～1000人槽	20,500円	16,500円
1001人槽以上	24,500円	20,500円

※法定検査は、知事が指定した法定検査機関である「[\(一社\)山梨県浄化槽協会](#)」に申し込んでください。

### 検査申込先

[一般社団法人 山梨県浄化槽協会](#)  
〒400-0054 甲府市西下条町965

[・大月市指定浄化槽清掃業者一覧](#)  (46KB)

## 浄化槽の設置から定期点検までの手続き

浄化槽を設置する時や使用開始した時、または使用者（管理者）が変わった時や、下水道の切り替えなどで浄化槽を廃止した時は届出や報告が必要です。

### 浄化槽設置に関するお問い合わせ先

[富士・東部林務環境事務所](#) 環境課

〒402-0054 都留市田原二丁目13-43

電話0554-45-7811

### 手続きの流れ

設置の届け出（補助金申請）



工事の施工



保守点検および清掃の契約



使用開始報告



法第7条検査



保守点検および清掃



法第11条検査（毎年1回）

### お問い合わせ先

[産業建設部](#) [地域整備課](#) [都市整備担当](#)

〒401-0015 山梨県大月市大月町花咲1608番地19

ダイヤルイン：0554-20-1855

F A X：0554-20-1533

[▲ページのトップへ](#)